

イギリス小切手法論

武 市 春 男

目 次

まえがき

- I 小切手の意義および性質
- II イギリスにおける小切手制度の発達
- III 小切手の方式および種類
- IV 小切手の振出および支払
- V 線引小切手
- VI 小切手と通常の為替手形との差異
- VII 小切手とわが国の小切手との差異

む す び

ま え が き

金銭の支払用具としての機能¹⁾をもつ、世界各国の小切手 (cheque, check, Scheck, chèque) は、これを規律する法から見ると、手形と同様、統一法といわれる大陸法系と然らざる英米法系という、二大別のいずれかの一つに属する²⁾。

ところで、今日のように航空機の発達と通信機関の進歩とは、国際交通の頻繁を促し、国際取引を容易ならしめ、手形、小切手の国際間の取引者による授受が益々多きを加えるにも拘らず、このように二大法系に別れてその規律する法に相異があることより生ずる不便と不都合とは、取引の不円滑を招き、惹いては国家の経済的打撃を蒙る虞れがないとはいえない。殊に、統一法に従うわ

が国の主な取引国はアメリカであり、また、イギリスとの貿易取引を思うとき、イギリス・アメリカ両国の手形法は統一法ではなくて、英米法系であってみれば、取引より発生する手形・小切手の授受によって煩わしい法律関係を生ずることは必定である。

この実際上の障害を乗り越える意味において、わが国の人びとが英米の手形法に取り組むことに意義を感じ、かつ、有効な措置であると思うのである。しかし、英米手形法（英米においては小切手は手形の一つであって手形法に包含されている）といっても、英米に共通の手形法が存在するのではなく、ただ、法系を等しくするというに止まって、規定を細かく検討すれば、その間に若干の差異があるので³⁾、英米手形法を同一に談ずる訳にはいかないのである。よって、この小論文では、時にアメリカの手形法について論及する場合もあるが、主としてイギリス手形法中の小切手の規定に限定して考察を試みることにしたい。これ、表題をイギリスの小切手としてある所以である。

- 1) 小切手の機能は、支払の用具として現金授受の煩雑さおよび危険防止などの実際上の必要から生れたものであって、手形の信用利用の具としての機能といささか異なるものである。
- 2) はじめ、世界統一法としての手形法・小切手法を目ざしたのであるが英米両国は、英米法系は大陸法系との差異が甚だしいという理由で、統一条約に加わらなかったのである。したがって、この二大法系が相対立しているのが現状である。
手形法統一運動の経過については、毛戸勝元博士、統一手形法論 18～27頁参照。
- 3) たとえば、アメリカにおいては、線引小切手の制度は実際用いられてはいないしまた規定もない。また、参加引受(acceptance for honor)の制度も統一流通証券法(NIL)には第161条ないし170条で規定していたが、統一商法典(UCC)には規定を削除して、この規定がないなどである。

I 小切手の意義および性質

1 小切手の定義 イギリスには、手形法のうちに小切手についての規定が、その第3編銀行宛小切手(chèques on a banker)として、第73条以下第81条までに規定されている。なお、この規定のほか、単行法として1957年小切手法(1957, Cheques Act)があるが、この法律は単行法ではあるけれども、手形法

に対して独立の法律ではなくて、前記の手形法の一部として解釈されるべきものとされている（同法 6I）。

なお、イギリス小切手法は手形法の一部であって、統一法のように、手形法と小切手法とが別々に存在するのではない。したがって、小切手は、わが国の旧法における如く、手形の一種であるのみならず、イギリス法によれば、「小切手とは、銀行に宛てて振り出した一覽払の為替手形をいう。」（英手形 73I）のであって、小切手は為替手形・約束手形・小切手というふうに、為替手形として、他の手形と並列するものではなく、手形のうちの為替手形の一種として為替手形の概念中に包摂されるものである。よって、為替手形に関するイギリス手形法第3条第1項の定義的規定に当てはめて小切手を定義すれば、「ある者（振出人）から銀行（支払人）に宛て、これを授与する者が署名して、請求があったとき、一定の金額を、特定の者（受取人）もしくはその者が指図した人（指図人）または持参人に対して支払うべきことをその銀行に請求する書面による無条件の支払命令をいう。」（英手形 3I）ということができる。

小切手の以上の定義によれば、小切手と通常の為替手形との相違は、次の2点に帰するのみであって、その他の点については、為替手形と全く同一の性質のものである。すなわち、小切手はもっぱら、

1. 一覽払のものであること。
2. その支払は銀行に限られること。したがって、イギリス手形法第3編小切手の規定に別段の定めがある場合のほか、一覽払為替手形に関する規定は、これを小切手に準用することとしている（英手形 73II）。

2. 小切手の性質

いま、参考のために小切手の雛形を示すことにしよう。

なお、小切手の支払を担当する銀行（banker）とは、法人であると否とを問わず、銀行業務を営む社団（body of persons）を包含する（英手形 2）。法人たる社団は、1948年ないし1967年会社法（Companies Act, 1948, 1967.）によって組織して登記を完了した、いわゆる registered Company をいう。法人格のない社団は、組合（partnership）であって、銀行業を営む組合は、1948年会社

小切手の一例 (その 1)

<i>London 1st March, 1969.</i>	
<i>No</i>	
<i>XYZ Bank Limited</i>	
<i>000 Strand, W.C.</i>	
<i>Pay Alfred Jones.....or Order</i>	
<i>the Sum of one thousand pounds</i>	<i>£ 1000 0 0</i>
<i>William Brown</i>	

法に依れば20人以下の組合員であったものが、1967年改正会社法に依れば10人以下に限られ、それ以上の組合員を擁する場合は、会社法に従って会社組織をもってこれを営まなければならない。

最後に、銀行業務 (business of banking) とは、いかなる業務を指すかについては、一般的にこれを定めることは困難であるが、たとえば、Baget の如きは、銀行業務として四つの業務を択り抜き、そのいずれの業務も銀行業務を営んでいることを示すためには必要な業務であるといっている。そして、その四つの業務とは、(1)預金勘定 (deposit accounts), (2)当座預金 (current accounts), (3)小切手の振出および支払 (the issue and payment of cheques) および(4)小切手の取立 (the collection of cheques) の業務をさし¹⁾、これらの業務は銀行業務として実際上行なわれているが、しかし、商売上の都合で、当座預金業務のみ引き受け、小切手の取立を拒んだりして、銀行業者が銀行業者たることを何故に止めるかを容易に見極めることはできないものであって、銀行業務としては第四番目の小切手の取立業務がその本質的業務であると Lord Atkin²⁾ および Hart 博士³⁾ も認めているが、確かにその通りである。

銀行家に関連して、金貸業者 (money lender) について付言すれば、両者を区別する説明は容易ではないが、銀行は担保なしでお得意先から金銭を預り、こ

の金を他人に融資するけれども、金貸業者は自己資金もしくは銀行その他から担保を提供して金銭を借り入れて資金を増大して、その金を他人に融通する。銀行の最も大きい責任は、その得意先 (customer) に対してその預金を安全に保つことであって、これがため準備金を備えておかなければならないが、金貸業者にはこのような責任はない。

また、銀行の金銭貸付は、一般にも勿論貸すけれども、商工業その他の企業を主な対象とするが、金貸業者はその反対であって、企業にも融資するが、主な融資先は一般の人びとである、などの区別をなすことができる⁴⁾ととも、金貸業法 (Moneylenders Act, 1900 to 1927) 第2条第3項の規定によって、金貸業者は銀行業務を行なうことを許されない⁵⁾ので、銀行と金貸業者とは、まったく異なるものである。

2. 小切手の性質

既に述べたように、小切手は為替手形の一つであって、一覽払性の特質をもち、しかもその支払人は銀行に限られる。しかし、その他の点については為替手形と全く同一の性質を有するが、経済的機能はいささか異なる。すなわち、為替手形が信用取引の用具として用いられ、後日一定の金銭が支払われる場合に振り出されるに反して小切手は支払の用具として用いられ、現金支払の繁雑と危険とを避け、一時的金銭の代用として振り出される。つまり、為替手形は信用証券性が強く打ち出されるに対して、小切手は支払証券性に重点があり、信用証券性および流通証券性は稀薄であるといえる。このことを別言すれば、為替手形を交付したりまたは譲渡売却する人は、金銭を必要とする人であって、小切手を交付する人は、銀行に預金を有する人であるともいいうる。

1) Baget, The Law of Banking, 7th ed., pp. 6—7.

2) Joachimson v. Swiss Bank Corporation [1921] 3K.B. 110, C. & S. 157.

3) Hart, Law of Banking, 4th ed., p. 1.

4) Baget, op. cit. pp. 3—4.

II イギリスにおける小切手制度の発達

法制史家は、小切手の起原を遠くギリシャ・ローマの時代に求め、あるいは第14世紀中葉のイタリー都市ロンバルディ (Lombardy) の商人法に、これを求めている。しかし、近世小切手制度の大部分は、中世から近世への移り目において、オランダにおいて発生し、イギリスに輸入され、かつイギリスにおいて最もよく発達したといわれている。そして、この小切手の制度は、銀行発達の結果として生じたものであって、近代的意義における銀行は、1640年以前にはイングランドには存在しなかったのである¹⁾。

1640年以降、イギリスにおいては、当時ロンドンのロンバルド街 (Lombard street) で開業していた金細工業者 (Goldsmith) は、零細な大陸移住者の商売としての金銀の細工業は凋落の傾向であることを経験していたので、得意先から預った高価品を安全に保管する業務を営なむことを熱心に求めている。しかしながら、ロンドンの商人達は、金細工業者に高価品たる金銀を寄託するよりもむしろロンドン塔内の王室造幣局 (King's mint) に寄託することを好んでいたところ、1640年チャールズ第1世 (Charles I) からそこに寄託していた金銀200,000ポンドを強制的に借りられてしまったので、これに懲りた商人たちは、それ以後、金細工業者に莫大の額に昇る金銀を寄託するようになった。

金細工業者は、寄託を受けた金を貸すようになり、かようにして真の銀行家と成った。すなわち、銀行家の貸付資金は他人から預った金銭から成り立ち、金貸業者の貸付資金は自己資本から成り立っているのと対蹠的である。かくて金細工業者と得意先との関係は、寄託者と受託者との関係から債務者対債権者の関係に変わって、今日における銀行とその寄託者との関係になったのである。

商人は金細工業者をただに金銭の寄託者とのみ見ることなく、また、同時に自己の債権者に対する直接的支払の役目を果してくれる者として見て、商人は金細工業者に宛てて、支払委託書を発行すれば、金細工業者はその寄託を受けた金属貨幣の中から支払委託書の持参人に支払をした。

かくて、商人たちは金細工業者を自分等の貴金属貨幣の供託所であるのみならず、また、債権者に対して債務の弁済をして呉れる仲介者でもあると、眺めるようになったのである。

そして、今日においては、小切手にしろ、為替手形にしろ、いずれもみな一定の要件を具備すべきことが法をもって定められているが、そのはじめは、商人が細工業者に宛て、債権者に支払の委託を依頼した手紙の形式をとったものであった。以下に、用いられた、その最も古い形式のものを示そう。

古い形式の小切手の例

*Mr. Morris & Mr. Clayton,
pray pay the bearer here of Mr. Delboe
or order ffour hundred pounds I say
£ 400— : for
Yrs : Nic° Vanacker
London, the 16th of February, 1659.*

しかも、この小切手は手書であって、印刷された小切手が用いられるようになったのは第18世紀の後半からであった。また、小切手 (cheque, check) という言葉自体も同時代から起ったものであって、財務庁証書 (Exchequer) もしくは他の証券たる本券の控えの名称から発したものである。その控えは本券が偽造もしくは変造されるのを防止する目的をもっていた。因みに、イギリスにおいては、第19世紀に“cheque”の綴りを採用して今日に至っているが、アメリカではこの伝統的の綴りを捨てて“check”という文字を小切手に当てている²⁾。

法律史家は、金細工業者のこのような働きを捉えて、小切手制度の萌芽としている³⁾。

しかし、他方において、第13世紀以来、英独その他の国々の王侯または公の権利者が、金銭を持ち合せない場合に、その支配下に在る財務庁 (Exchequer)

に宛てて特定の人に対して支払をなすべしとする支払指図書 (chequer) または受取書を発行して支払委託をなした。しかして、この財務庁の支払指図書は、はじめに *drown notes, notes, bills* などと呼ばれていたが、そのうち、18世紀になってから、*chequer, cheques* もしくは *check* などと呼ばれるようになった。この語源的意味から経済史家は、この財務庁証券 (the Exchequer instrument) をもって小切手の先駆となす見解をとっている⁴⁾。

このように、小切手制度の起源については、法制史家と経済史家との見解が岐れているが、いずれにしても、その後のイギリスにおける経済界の発達、銀行業が金細工業から分離独立して、金細工業者に対する金銭の支払委託は銀行業者に代わって、銀行業者宛に支払委託をするようになった。そして、銀行業を営む者は、最初は個人であったが、1828年以降、数人が集まって資本を出し合い、共同の計算で共同の事業を営む、いわゆる *joint stock company* 形態の銀行宛のものとなった。因みに *joint stock company* が法人格を認められるようになったのは、1844年 Gladstone が通商大臣のとき株式会社法 (*Joint Stock Companies Act, 1844*) を制定したときからである⁵⁾。

この銀行宛の支払委託が流行するにつれて、各銀行はそれぞれ巡回事務員を派遣して他銀行に赴かしめて、自行宛のものを取り立てする必要があったが、その時間と労力とを省くために創出したのが手形交換所 (*clearing house*) の制度である。かようにして、この手形交換所の制度と相俟って小切手の普及発達が目ざましく、イギリスにおいては小切手による支払方法が一般的となり、まず、現金を入手したときはこれを銀行へ預金し、支払にあたっては現金によらず、小切手で支払うことが、「紳士のたしなみ」であるとさえ、いわれるほどになったのである。

イギリスにおいて最もよく発達した小切手制度は、また大陸においても発達した。ドイツにおいては、第17世紀にすでにハンザ同盟の都市その他において小切手が用いられ、ドイツ中央銀行が成立して小切手の振替取引が行なわれるようになって以来その使用はいよいよ盛んになった。その他の国々においても、それぞれ小切手の発達を見たが、ここには詳説を避けたいと思う。

- 1) Brady, Bank Checks, p. 3.
- 2) E. Allan Farnsworth, Commercial Paper Cases and Materials, p. 15.
- 3) J.M. Holden, The History of Negotiable Instruments in English Law, pp. 206—207.
- 4) Richards, The Early History of Banking in England, 1929. pp. 49—64, 141—144.
- 5) Palmer's, Company Law, p. 7.

Ⅲ 小切手の方式および種類

1. 方式

小切手は、為替手形の種類であるから、その方式は通常の為替手形となんら異なるところがない。ただ、強いて異なるところをいえば、小切手は一覧払のものであって、銀行に宛て銀行を支払人とするものに限られるのである。この点を念頭において、重複を厭わずに小切手の方式を述べると、a. 支払の命令 (order) である。b. 無条件 (unconditional) の命令である。c. 書面によるものである。d. 振出人たるものは個人でもよいが、支払人たる者は法人組織の者であると否とに拘らず、銀行でなければならない。また、e. 振出人の署名がなければならない。f. 金銭の支払を目的とする。g. その金額は確定的の額である。h. 特定人もしくはその者の指図人 (to the order of) または持参人 (bearer) に支払われるべきものである。i. ある者、すなわち、銀行の得意先が振出人として銀行に宛てた命令である。j. 請求があったとき (on demand) に支払われるべきものである。以上の条件を充せば、小切手の方式は完全である。

2. 印紙の貼用

小切手に印紙の貼用をなすべきことは、他の為替手形および約束手形の場合と同様である。しかし、これは手形法が要求するのではなく、印紙法 (Stamp Act, 1891) が要求するところであって、小切手の貼付印紙額は、金額のいかに拘らず、常に2ペンスに限られる (Stamp Act, 1891, Schedule 1)。

印紙の貼付は、このように、小切手を規制する手形法の要求ではないとすれば、この貼付がなくても、小切手は方式に叶えば、小切手たることに差支えな

い訳であるが、印紙法は、この点を厳格に規定していて、もし、小切手が印紙法規定の印紙を貼付されていないときは、刑事手続におけるより以外に、これを証拠として利用することを得ず、また、いかなる目的にもこれを利用することができない（英印紙 14(4)）。たとえば、事実上、小切手であっても、印紙の貼用がない限り、これを金銭の受取証券として証明の用に供することも許されないのは（Ashling v. Boon [1891]）、他の為替手形、約束手形の場合と同様である。しかし、この印紙の貼用については、1961年、財政法は、1970年に改正され、同改正法附録第7表の第2則(2)(a)によって、1971年1月2日から為替手形、約束手形と共にその貼用が免除されることになった¹⁾。

3. 種類

小切手は、一定の要件を充して、完全なものでありながらも、なお、その内容の表示やその他に相違があって同一ではなく、これ、小切手に種類がある所以である。しかし、小切手の表面に一定の要件が記載されていれば、その書き入れる順序は前後していても差し支えなく、小切手の同一性を破るものではない。

小切手の一例（その2）

£ 300

London, 10th March, 1970.

On demand pay Thomas Edwards & Co., or order the sum of three hundred pounds, value received.

*To The National provincial Bank of England, Limited,
155, Aldergate st., London, E.C.*

上記の小切手と、既に示したその1の小切手とを比較すれば、その1の小切手には“on demand”（一覽により）および対価文句である“value received”の二つの文言を欠いている。しかしながら、小切手は当然に一覽払性のものであるから、“on demand”の文言は省略されても差し支えない。次に対価文句も法律上要求される文言ではないので、これを欠いてももとより差し支えなく、小切手は有効である。

また、その1とその2とでは、小切手要件の表示の方法や記載の順序が異なるけれども、小切手としては全く同一種類のふつうの小切手というべきである。

(1) 記名式・指図式および持参人払式小切手 これは、小切手の受取人の指定方法を標準とした分類である。すなわち、記名式とは、受取人の氏名が小切手面に表示されているものであり、指図式とは受取人の氏名が表示されている以外に、指図文句のある小切手をいう。小切手は当然に指図証券であるから、指図文句がない場合でも、裏書によってこれを他人に譲渡することができる。持参人払式とは、小切手の持参人へ支払われるべき小切手である。記名式小切手であって、かつ、「持参人に」(“on the bearer”)の文言またはこれと同義の文言を記載したものは、持参人払式小切手とみなされる(英手形 73, 8 III)。

(2) 内国小切手と外国小切手 イギリス手形法制定以前には、小切手といえは内国小切手(inland cheque)に限られ、かつ、その振り出しは支払銀行の得意先(customer)のみに許されていた。しかし、1882年、手形法に規定する小切手の定義中には、これらの要件は含まれてはいないので、外国小切手(foreign cheque)も当然認められるのみならず²⁾、これに為替手形の規定が準用される(英手形 73, 4I)。因みにイギリス手形法によれば、内国小切手とは、小切手が事実上または小切手面の記載上、(a)ブリテン島内で振り出され、かつ、同島内で支払われるべき小切手もしくは、(b)ブリテン島内に居住する者に宛てて同島内で振り出された小切手をいう。それ以外の小切手は、すべてこれを外国小切手という。ところで、ここにブリテン島(British Island)と称するのは、Great Britain および Ireland 連合王国(United Kingdom)の全部と Man, Guernese y, Jersey, Alderney, Sark の諸島並びにこれらの諸島に隣接する英領諸島を総称する。

(3) 支払保証小切手(certified or marked cheques) 小切手の支払銀行が、その小切手に“good”もしくは“approved”なる記号(marking)を付記して署名したものであって、この記号のない小切手よりも信用度が高い小切手とされているが、イギリスではこの支払保証小切手の実用化はそれほど長くはない。

この支払保証の性質については、一時手形の引受であると思われていた時代もあったが³⁾、枢密院(privy council)は、インド流通証券法(Indian Negoti-

able Instruments Act, 1881.), もしくは手形法 (Bill of Exchange Act, 1882) の範囲内で, 引受を構成するものではないと判示した⁴⁾。もし, これを引受と解すると, 承認銀行は, これによってその支払義務を負わなければならないとするが, そうではなくて, 支払保証の本質は単に小切手資金の存在を証明するに止まるものであって, 交換所の呈示期間に遅れた小切手については, 翌日の交換に回されるべきことを示すものであるとする。

(4) 白地小切手 (inchoate or incomplete cheques) 白地為替手形もしくは白地約束手形 (inchoate or incomplete Bill or Note) が存在する如く, 白地小切手が存在することは勿論である。ただし, 白地小切手について, 受取人を白地とすることができるかどうか, 多少疑問がない訳ではないが, これを肯定すべきであろう。なお, 白地小切手は, 実際には余り必要ではない。

(5) 先日付小切手と後日付小切手 小切手の振出人が, 自分の資金の都合や銀行に支払うべき利息などの関係で, 実際に小切手を振り出した日より後の日付を振出日として記載する小切手がある。これを先日付小切手 (post dated cheque) といい, これに反して, 実際の振出日より前の日付を付するものを後日付小切手 (anti-dated cheque) という。小切手は, 先日付もしくは後日付であっても, 小切手の効力を失うことはない (英手形13)。のみならず, 後日付小切手については別段起り得る問題はない。しかし, 先日付小切手については, 小切手の振出日以前に既に小切手は受取人その他の人の手中に在るので次のような問題が起る。すなわち, 振出日が未だ来ないのにも拘らず, 小切手が存在するので, もし, 銀行が不注意にもその日付以前に支払をしたときは, 先日付小切手を振り出した得意先とその支払について明示の契約によって保護されるのでなければ, 銀行は自己自身の危険でこれを行なわなければならない。先日付小切手の振出人は, 第三者の利益のため, たとえば受取人の受託者が破産に陥った際のようにその小切手の支払を停止してもなんらの責任を負うものではない。なお, 第三者を騙す目的をもって後日付小切手を振り出した場合は, 偽造罪を構成することを忘れてはならない⁵⁾。

(6) 線引小切手 盗難・紛失などによる損害を防止するために, 小切手上に二

本の平行線を描いて銀行または特定銀行に対してのみ小切手の支払をなし得るものとしたのが、線引小切手 (crossed cheques) または、横線小切手といわれる。これに、一般線引小切手 (general crossing cheques) と特別線引小切手 (special crossing cheques) との区別があるが、その詳しい説明は、項を改めて述べよう⁶⁾。

(7) 自己宛小切手 同一銀行の本支店間または同一銀行の支店相互間において振り出された小切手ばかりではなく、一般に自己に宛てて振り出された小切手が、ここにいう自己宛小切手である。このような自己宛小切手も、また、有効であることは、自己宛為替手形と同様であり (英手形 5I), なお、有力な判例もある (Ross v. London County and Westminster Bank [1919] 1K. B. 678.)。

(8) 特別法による小切手 1877年植民地株式法 (Colonial Stock Act, 1877) に依れば、同法の定める持参人払式株券付着のクーポンを銀行宛の小切手とみなし (同法 7), また、1921年財政法 (Finance Act, 1921) の附録第3表第5則に依れば、政府公債 (Government Stock) の償還金支払のために銀行が交付する証書は、小切手とみなされるので、これらのものを特別法による小切手として分類したわけである。

なお、小切手を仔細に吟味すれば、以上に列記したほか、他にも小切手の類型を見出しうるであろう。しかし、深追いをせず、この程度に止めておいて別の項に移り、さらに、小切手の検討を進めてゆこう。

1) Dudley Richardson, *Negotiable Instruments*, 4th ed. 序文参照。

2) Chalmers, *Bills of Exchange*, p. 247.

3) たとえば、同様の意見は、Mansfield 首席判事の判決、すなわち、Robson v. Bennet (1810) 2 Taunt. 388 at p. 396; 127 E.R. 1128 中にも現われている。はじめは Byles の如きも同説であったが (Byles on Bills., 18 ed. p. 21), 後にはこれを改めて引受とは認められない (it will not amount to an acceptance) といっている (Byles, op. cit. p. 22).

4) Chalmers, op. cit. p. 249.

5) Chalmer's, op. cit. p. 35.

6) 本論文中、Vの線引小切手の項において述べる。

IV 小切手の振出および支払

1. 振出

小切手の振出 (issue, drawing) とは、小切手を発行することである。すなわち、発行者たる振出人が法定の方式を具備した小切手に署名して、これを受取人に交付することによって成立する (英手形 2)。

手形の流通を論ずる際には、手形の振出人 (drawer) もしくは発行者 (maker) が手形を振出しもしくは発行してその手形を最初の所持人 (holder) に移転することと、その後の移転との間に明確な区別をすることは大切なことであるが、振出とは最初の移転をこのように呼ぶのである¹⁾。

小切手の振出人は、小切手を振り出すことによって小切手上の義務を負担することになり、また、小切手の受取人は小切手上に表彰された地位を得るとともに、従たる効力として振出人が担保責任を負担することになるが、この場合、その責任は支払のみについて負い、小切手には引受がないから引受については責任を負うことがない。さらに、振出人は小切手上の権利が手続の欠缺または時効によって消滅したときは、その所持人に対して利得償還義務をも負担する。

2. 支払

(1) 支払の意義 支払 (payment) とは、小切手の支払人がその支払のための呈示を受けたので、小切手金額を支払い、小切手関係を円満に消滅させることをいう。したがって、もし、金銭の支払があったとしても小切手の関係が消滅しない場合は、ここにいう支払ではない。

(2) 支払のための呈示 本法に別段の定めがあるときを除いて、すなわち、支払の呈示が免除されまたは呈示の遅延が免責される場合 (英手形 46 参照) を除いて、小切手はその振出後相当な期間内において、これを支払のために呈示しなければならない (英手形 74)。

(3) 呈示期間 支払の呈示は、小切手の発行後相当な期間内になすべきものとされているが、さて、どの位の期間をもって相当な期間とするか。これを決定す

るにあたっては、当該証券の性質、取引並びに銀行の慣習および各場合における諸事実を考慮することを要する（英手形 74 II）。

本法が制定される以前の普通法に依れば、小切手の支払呈示期間は、次のような法則に従って呈示されたとき、正当な期間内に呈示されたものとされた。すなわち、

(i) 小切手の受領者と支払銀行とが同地に在るときは、特別の事情がない限り、小切手受領の翌日中に支払呈示をしなければならない（Alexander v. Burchfield [1842] 7M. & Gr. 1061; 135 E.R. 431）。

(ii) 小切手の受領者と支払銀行とが異地に在るときは、特別の事情がない限り、受領の翌日中に呈示のために小切手を送付することを要し、その送付を受けた取立代理人は、同様に受領の翌日中に自ら支払のための呈示をするかまたは呈示のためにこれを送付しなければならない（Hare v. Henty [1861] 10 C. B. 65.）。

(iii) 小切手の支払期間を計算する際には、取引日でない日は、これを算入せず、そして小切手が線引小切手であって、呈示が遅延した場合においては恐らく線引の通りに義務を免除される（cf. Alexander v. Burchfield [1842] 7M & Gr. at p. 1061²⁾）。

この普通法の原則は、明白な制定法上の銀行の慣行が明認され、かつまた、線引小切手制度の制定法上の明認があってから後、相当程度の修正を受けたものと思わなければならない。線引小切手が銀行を通してのみ支払われるように、線引小切手ならざる小切手は所持人によって線引小切手とすることができるように、すべての場合において、小切手の所持人は小切手の取立に対する銀行の奉仕を利用する権利がある。また、取立銀行は特別に線引小切手の取立のために代理人を雇い入れることができる（英手形 77V）。その結果として、手形所持人が自ら小切手の取立をすることなく、銀行に委託するとき、相当な期間の問題は銀行が採用している業務の合理性に大いに依存するものといわざるを得ないのである。要するに相当な期間の問題は、これを陪審の審議に付せられる事実問題の一つとみられる³⁾。

(4) 呈示義務違反の効果

(i) 振出人に対する効果 手形法制定以前においては、支払のための小切手の呈示を単に省略した場合、少なくとも6か年を経過しなければ振出人は免責されなかったのである⁴⁾。しかるに、もし、小切手がすでに述べたような場合において、相当な期間内に呈示されなかったとき、そして、また、振出人がたとえば、銀行の失敗による遅延によって実際上の損害を蒙った場合においては、たとえ終局的に銀行が9ポンドのうち15シルリングを払ったような場合でも当該振出人は絶対的に免責されたのである⁵⁾。しかしながら、一方小切手所持人の立場を考慮すれば、この普通法の規定は、振出人に対しては厚く、所持人に対しては過酷である。よって、普通法の規定を緩和するため、手形法第74条第1項は、「本法に別段の定めがある場合を除いて」という前提において、「小切手が振出後相当な期間内に支払のために呈示されたとすれば、振出人または委託小切手の委託者が銀行をしてその支払をすることができた筈の場合において、相当な期間内に呈示がなく、かつ、その呈示の遅延によって振出人または委託者が現実に損害を蒙ったときは、振出人または委託者は、その損害の限度において小切手上の義務を免れる。」(英手形 74I 前段) と規定している。ところで、その損害の限度とは、どのような限度であるか不明確であるから、これを明らかにするため、その損害の限度とは、振出人または委託者が小切手の支払があったとすれば、銀行に対して有した筈であった債権額にくらべて、より大きい金額について債権者となった限度をいう(英手形 74I 後段) と定めている。たとえば、AはC銀行に対して150ポンドの当座勘定があったとき、Bに100ポンドの小切手を振出したが、Bは相当な期間内に小切手の呈示をせず、しかも、Bが実際支払呈示をしたときはC銀行は既に支払停止後であったのである。そして、Aの預金は支払停止のときまで依然として150ポンドの残高であったとすると、従来の普通法に依れば振出人は150ポンドの金額について銀行の清算財団の配当に加入することができたのであるが、手形法第74条の規定によれば、配当に加入することのできる金額は50ポンドについてのみである。すなわち、「小切手の支払があったとすれば、銀行に対して有した筈であった債

権額」というのは50ポンド、「より大きい金額について債権者となった限度」というのは小切手金額である100ポンドを指す。換言すれば、振出人の免責の限度は、小切手が相当な期間内に呈示されて支払われた場合に、振出人が銀行に対して有すべき債権額と支払停止後の現在において有する債権額の差額すなわち、小切手金額であるということができる⁶⁾。

(ii) 裏書人に対する効果 裏書人に義務を負わしめるためには、その裏書後相当な期間内に支払のため呈示されることを要する(英手形45Ⅱ)、したがって、相当な期間内に呈示をしなかったときは、裏書人はその責を免れ得る。以上の説明で明らかのことであるが、小切手の所持人が支払のための呈示を相当な期間内になすべき義務を怠った場合、振出人または委託小切手の委託者に対する効果については手形法第74条を適用して第45条の例外規定とし、裏書人に対する効果についてのみ第45条を適用している。

(iii) 所持人の地位 振出人または委託小切手の委託者は、所持人が相当な期間内に小切手を支払のために呈示しない場合において、小切手金額についてのみ免責されるのであるが、振出人または委託者に対して地位が対応する所持人はどのような地位に置かれるのであるか。所持人はその免責の範囲内で振出人または委託者に代位して、銀行に対して債権者となり小切手金額の支払を請求することができる(英手形74Ⅲ)。たとえば、前例による小切手所持人Bは振出人Aに対する償還請求権はなくなったが、小切手金額100ポンドにつきAに代位してC銀行に対して債権者となり、100ポンドについてその清算財団の配当に加入することができる。なお、所持人の支払銀行に対する権利取得は、振出人または委託者の銀行に対する権利の存在を前提にするものであるから、たとえば、当座貸越契約に基いて小切手の支払を受け得た筈のときは、小切手上の義務を免れ得るにも拘らず、所持人Bは100ポンドについてC支払銀行の清算財団の配当に加入することを得ない⁷⁾。

1) Byles, op. cit. p. 163.

2) Chalmer, op. cit. p. 252; Byles, op. cit. p. 19.

- 3) Byles, op. cit. p. 20.
- 4) この6か年の期間は、出訴期限法 (Statute of Limitations, 1939.) に依る訴権の有効期間であって、この期間を過ぎると訴権は消滅する。
- 5) Chalmer, op. cit. p. 252.
- 6) 大野義昌 英国手形法要論 昭和5年 312～13頁。
- 7) Chalmer, op. cit. p. 253.

V 線引小切手

1. 概 説

線引小切手 (crossed cheque) は、また、横線小切手ともいわれ、小切手の表面に二条の平行線を引いた小切手である (英手形 76)。

小切手は、一覧払であって、かつ、多くは持参人払式であるから、これを紛失しまたは窃取された場合、悪意の所持人がその支払を受ける危険がきわめて多いので、不法所持人による小切手の流通を防止するために、この線引小切手を用いるのである。この線引小切手の制度によれば、小切手は支払人の得意先または銀行を通じてのみ支払を受けることを得、かつ、銀行は得意先または他の銀行以外の者から線引小切手を取得し得ないので、上述の目的を達成できるのみならず、また、万一、小切手の不正取得者に対して支払がなされても、その受領者を容易に知ることができ、これに対して求償権を行使することができる。線引小切手の制度は、第18世紀の末葉、イギリスに起源する。しかし、その初期の頃は、この線引小切手の慣習も単なる手形交換所 (Clearing House) の機構の一部に過ぎず、手形交換所では交換所の勘定を容易にするため、加入銀行の代理人がその小切手上に本人である銀行名を記載した慣行であった。この慣行が商慣習法として裁判所に認められるまでには相当な時日を要したのであった。裁判所は初めこの有効な商業実務に対して十分な法律上の効果を与えることに気乗り薄であったのであるが、Bellamy v. Majoribanks (1852) 事件判決において、漸くこれを認めるに至ったのである¹⁾。そして、4年後にはこれが制定法として容認されたのである。すなわち、1856年線引小切手法

(Crossed Cheques, 1856, 19 & 20 Vict., C. 25.) はこれである。その後、同法は1858年、線引の詐欺的抹消・変更または追加を小切手の変造とする一部改正があり (21 & 22 Vict., C. 79), 引き続いて1876年法 (39 & 40 Vict., C. 81) は、線引の趣旨に違反する支払について支払銀行の責任を認め (同条 10) 線引が存在すると否とに拘らず、小切手の正当な所持人に対して支払をした銀行に向って、小切手の真実の所有者は、救済を受けることができないとした (Smith v. The Union Bank of London [1875]) 事件判決を不可として立法されたものである。なお、1876年法は、小切手の真実の所有者の保護を完全なものとするため、流通禁止線引の効力をも認めたのである (同法 12)。これらの逐次改正された諸法則は、すべてその儘1882年手形法に継受されていることは、同法を繙けば明かであろう²⁾。

2. 線引の種類およびその方式

(1) 一般線引 (general crossing) 小切手の表面を横断して、

i 二条の平行線を引き、その線内に「会社」(and Company) なる語またはその略語を記載し、または

ii 単に二条の平行線を引いた場合を一般線引といい、そのいずれの場合にも「流通禁止」(not negotiable) という語を添加すると否とは自由である (英手形 76I, (a), (b))。

つまり、一般線引小切手の方式は、小切手上に二本の平行線を引けばよく、その線内に会社またはその略語を記載することは必要ではない。また、「流通禁止」という言葉を添加することは、別の意義があるけれども、線引には関係がなく、次の特別線引にも記載することができる語である。次に一般線引の例を示そう。

一般線引小切手の支払人である銀行は、法人たると自然人たるとを問わず、銀行以外の者に対しては支払に応ずる義務がない。ただ、銀行に対してのみ支払をなすべき義務がある。したがって、この小切手を取得した者は、取引銀行へ持参して、その取引銀行へ支払って貰い、その銀行から小切手金額を自分の口座勘定に入金して貰うのである。それ故、もし、自分が銀行に口座を有しな

and Company

一般線引の例 No. 1

例 No. 2

& Co.
not negotiable

例 No. 3

not negotiable

例 No. 4

いときは、線引小切手は口座を有する他の者に譲渡するよりほかはない。

(2) 特別線引 (special crossing) 小切手上に特定の銀行名を記載したものが、特別線引である。この特別線引の場合においても「流通禁止」(not negotiable) という語を添加することができる (英手形 76II)。この特別線引の場合は、線引の語を用いてはいるが、一般線引と違って法律は二本の平行線を要求することはない。しかしながら、実際取引社会においては特別線引にも、ふつう二本の平行線を引き、その間に銀行名を付記するものようである。

National Bank Ltd.

特別線引の例 No. 1

National Bank Ltd.
not negotiable.

例 No. 2

特別線引小切手の支払人である銀行は、銀行以外の者の支払要求には応ずる義務のないことは一般線引小切手の場合と同様であるが、さらに、特定されたその銀行に対してのみ支払の要求に応ずる義務を負うのであるから、支払義務

者はきわめて小範囲の限定された銀行に支払えばよい。したがって、この種小切手を取得した者は、その特定銀行に自分自身の口座を有しないときは、結局、その特定銀行に口座を有する他人に譲渡するか、その他の方法を採用しなければならない。

(3) 流通禁止（非流通）（not negotiable）

i 流通禁止線引の意義 線引といえば、一般線引および特別線引だけではなく、「流通禁止」もしくは「非流通」という文言は、線引の一部を構成するものとみてよいと思う（英手形 76, 77 IV参照³⁾）。小切手の線引に「流通禁止」という文言を付記する慣習は、一般または特別線引小切手の慣習より以後に生

not negotiable	Midland Bank Ltd. not negotiable	Midland Bank Ltd. not negotiable
No. 1	No. 2	No. 3

じたものであって、線引の目的をいっそう有効適切に達成させようとする趣旨から始まったものである。

ii 流通禁止線引の効果 流通禁止文句は、小切手においては、ふつうの為替手形と違って線引と結合してのみこれを用いることができるものとされている⁴⁾。そして、この流通禁止線引は小切手の譲渡性（transferability）を失なうものではなく、ただ、流通性（negotiability）を制限されるに過ぎない。すなわち、流通禁止小切手を取得した者は、その譲渡人がその小切手について有した権利より以上の権利を取得し、またはこれを他に譲渡することを得ないのである（英手形 81）。この規定は、期限経過後の為替手形（overdue bill）の譲渡の規定と同一の立場に立ち（英手形 36II）、小切手所持人が完全な権利を有するときは、なお、その小切手を譲渡することができ、譲受人は支払を受ける権利があるけれども、そうではなくて譲渡人の権利に瑕疵がある場合においては、譲受人はたとえ善意をもって対価を提供しても、いわゆる正当な所持人としての

保護を受けることができない。たとえば、Aが所持する流通禁止線引小切手を盗まれ、盗んだ者から善意かつ有償でこれを譲り受けたBは自分の取引銀行を通じてその支払を受けた。この場合、支払銀行およびBから取り立の依頼を受け金銭の預入を受けた銀行は保護されるが(英手形 80, 82), Bは第81条の規定に基づいて正当な所持人たり得ないから、その取得金額を真実の権利者たるAに返還しなければならない。なお、この場合、小切手の支払が拒絶されたとしても、Bはその振出人に対して求償権を行使することはできない。さらに、小切手が組合(firm)のために流通禁止線引をもって振り出されたとき、組合員中の1人が他の組合員を故意に欺かんとして被告に対して当該小切手に裏書して譲渡し、被告はこれを現金化してしまったが、組合契約(partnership agreement)の条項中に小切手に関する権利を有するものと認められている他の組合員は、被告からその受け取った金額を返還して貰うことができるという判決が下ったのである(Fisher v. Roberts [1890] 116 T.L.R. 354 (C.A.))⁵⁾。

(4) 受取人勘定(account payee or a/c payee only) 線引に付加して「受取人勘

A/C payee	Midland Bank Ltd. A/C payee	Midland Bank Ltd. A/C payee
No. 1	No. 2	No. 3
not negotiable A/C payee	Midland Bank Ltd. not negotiable A/C payee	Midland Bank Ltd. A/C payee not negotiable
No. 4	No. 5	No. 6

定」(account payee or a/c payee only)またはこれと同様の文言を記載する慣行が近年多く行なわれているが、この記載は厳密に言えば線引の付加ではなくて、

取引銀行に対して取り立てた小切手金額を小切手に記載された受取人の勘定に記入すべき旨を指示したものにほならないとされている (Akrokerri Mines v. Economic Bank [1904] 2 K.B. at p. 472)⁶⁾。

この「受取人勘定」という文言の記載によって小切手の流通性は害されないが (National Bank v. Silke [1891] 1 Q.B. 435 (C.A.)), 取立銀行はこれによって取立委託者である取引先が小切手に記載されている受取人と同一人であるかどうかの調査義務を課せられ、この調査義務を怠ると、1957年、小切手法第4条 (旧手形法82条, 同法は削除小切手法にかわる) に規定されている保護を受けることができなくなる (Ladbroke & Co. v. Todd [1914] 111 L.T. 43, 19 Com. Cas 256; Lloyds Bank v. Savory [1933] A.C. 201 (H.L.))。たとえば、AはCのために「受取人勘定」という文言が付着した線引小切手を発行して、郵便函に投じた。ところが当該小切手はそこから盗まれて受取人Cを詐称するXの手中には入ってしまった。XはCの署名を偽り、盗んだ小切手をもって銀行と口座を開いたのである。この場合、銀行はXの地位ないし性格についてはなんら調査するところがなかったのも、もし、銀行がXの口座に小切手の取立をしても保護されることはない⁷⁾。

3. 線引をすることが出来る者

小切手に線引をすることが出来る者は、振出人、小切手の所持人、取立銀行および取立代理銀行などである。以下にこれを分説しよう。

(1) 振出人 小切手の振出人は、小切手を発行 (issue) する以前において、予め一般または特別の線引をすることができる (英手形 77I)。

(2) 所持人 振出人によって振り出された小切手を所持する者は、各種の線引をすることを得る。すなわち、小切手の所持人は線引のない小切手に一般または特別の線引をすることができる (英手形 77II)、また、一般線引小切手に特別の線引をすることができる (英手形 77III)。さらに、一般または特別の線引の小切手に「流通禁止」 (not negotiable) という文言を付記することができる (英手形 77IV)。なお、ここに所持人というのは、必ずしも小切手の有償所持人に限らない。さらに取立代理人 (agent for collection) をも含むものとされてい

る (Akrokerrri Mines v. Economic Bank [1904] 2 K.B. 465 at p. 472)。

(3) 取立銀行 小切手上に特別線引がある場合において、当該被線引銀行は、取立の委任をするため、さらに他の取立銀行に対して特別の線引をすることができる (英手形 77V)。すなわち、この規定にしたがって、取立先から取立のため小切手を振り込まれた銀行 (被線引銀行) が、さらに線引をすることができるためには、

- (i) その小切手は、既に特別線引がされていること。
- (ii) さらになす線引は、他の銀行に対してなすものであること。
- (iii) 他の銀行は、必ず小切手の取立代理銀行でなければならない。

これを要するに、特別線引は原則として1回を限ってこれをなすことができるのみであるが、法律上2回以上許されるのは例外であって、この場合は、被線引銀行間において取立のため、本人および代理人の関係が存在するからである。

4. 取立代理銀行 線引のない小切手または一般線引小切手を受け取った取立銀行は、これを自己に対して特別の線引とすることができる (英手形77VI)。この規定は、取立銀行の行員による詐欺を防止するために立法されたものであるが、それほど重要な意義をもつ規定ではない⁸⁾。なお、取立銀行が線引のない小切手を受取ったとき、この規定に基づいて、これを自己に対する特別線引小切手に変更した場合においては、1957年小切手法第4条に定めている保護を受けることができない (Capital and Counties Bank v. Gordon [1903] A.C. 240 (H.L.))。

5. 線引の抹消、追加および変更

(1) 線引の明白性 線引は明白 (apparent) でなければならない。線引がもし不分明であるような場合、支払銀行が善意であって、かつ、過失がなく支払をしたとき、その支払を受けた者が小切手の真正の所有者ではなかった場合であっても、その支払をした銀行を保護してやることが望ましい。よって、線引をすることができる者は、線引がいやしくも不分明であるような線引をしてはならないのであって、線引の本旨を旨として、線引をするについては明白にこ

れをしなければならない。法律の規定にも支払を求めるための呈示があった当時、小切手に線引があること、または、かつて存在していた線引が抹消されていること、または本法によって許されている以外の方法で追加もしくは変更がなされていることが手形面の上に明らかに現われていない場合において、銀行が善意であって無過失でこの小切手に支払をしたときは、その銀行はなんらの責任を負うことはない。そして、その小切手に線引があったこと、かつて存在していた線引が抹消されていること、または本法によって許されている以外の方法で追加もしくは変更がなされていることおよびその支払がそれぞれ銀行またはその小切手の線引がなされており、もしくはなされておいたその被指定銀行もしくはこの銀行の取立のための代理人たる銀行以外の者に対してなされたということを理由として、その銀行はその支払の効力を失うことはないと規定されている（英手形 79II 但書）。

(2) 線引の重要部分性 線引は、小切手の重要部分（material part of cheque）をなすものであって、特に法律によって認められた線引は、何人と雖もこれを抹消しまたは手形法により認められた場合を除いてこれを追加し変更することはできないのである（英手形 78）。そして、もし、この規定に違背して線引を抹消、追加もしくは変更したときは、手形の変造についてその効力を規定している手形法第64条第1項により、小切手は効力を失うに至る（英手形 64 I 参照）。ただし、手形法により特別に認められた変更、追加はこの限りではない（英手形 77III, IV）なおまた、商事慣習法を含む普通法の諸法則は、手形法の明文の規定に違背する場合を除いて、小切手について、その適用が継続されるから（英手形 97II）、小切手の線引の抹消変更、追加について普通法が適用される場合がありうる。たとえば、小切手の振出人が小切手によって支払を受ける者からの請求に従って線引を抹消して小切手面に“pay cash”という文言を付記するような場合は、これとみてよい。このような慣習は、あらかじめ線引小切手の用紙を印刷して準備しておくような場合に往々に行なわれるのであるが、手形法はこのような慣習を是認することを喜ばない。しかし、この慣習が法律に違背する有力な原因となるものとすることは何人にとっても困難である。判

決録に載っていない事件のうちに、線引小切手の裏書人が、被裏書人の請求に従って線引を変更した場合、裏書人はその小切手は変更のため効力を失うと主張することはできないという判決があった。また、小切手が取立のため銀行に渡ったとき、その銀行は、その小切手に“F & Co.,”と裏書して、特別に手形交換所の銀行たる“Account E Bank”なる文言をさらに付加したところ、これは線引の付加ではなくて、ただ単に小切手金額を受領してからその金をどのように取り扱うか、受取銀行に対して指示を与えたにすぎないという判決が与えられた (Akrokerri Mines v. Economic Bank [1904] 2 K.B. 465 at p. 472)。

6. 線引の効果

(1) 支払銀行の義務 線引小切手に対して支払銀行が負うべき義務は、次に示す三つの義務である。

i 二個以上の線引小切手の支払を拒絶すべき義務 一通の小切手上に二つ以上の銀行を指定して特別線引があるときは、一方が取立銀行として線引されている場合を除いて、支払銀行は、その支払を拒絶することを要する (英手形 79)。特別線引があるのは原則として一つであって、二つ以上であることはありうべからざることであるからであるが、銀行業者間において取立のためさらに線引をする必要が生ずる場合は往々あるので、この場合には支払銀行は支払をすることができるのである。

ii 一般線引小切手に対しては、銀行に対してのみ支払うべき義務

iii 特別線引小切手は被指定銀行またはその代理人たる取立受託銀行に対してのみ支払うべき義務

以上三つの義務に違背して支払銀行が支払をした場合においては、その支払は効力がなく、この小切手の真実の権利者に対して、その支払によって生じた損害につき責を負わなければならない (英手形 79II)。

ここに支払とは、必ずしも現金による支払に限らず、支払銀行が持っている他の銀行宛小切手の交付による支払のような場合をも含まれる (Meyer & Co., Ltd. v. Sze Hai Tong Banking & Insurance Co. [1913] A.C. 847 (p.c.)⁹⁾。

(2) 支払銀行および振出人の保護 線引小切手の支払銀行が、もし、その小

切手が一般線引であるときは銀行に対し、特定線引であるときはその線引を受けた被指定銀行またはこの銀行の取立のための代理人である受託銀行に対して、善意かつ無過失でその小切手に対して支払をしたときは、支払銀行はこの支払が真実の小切手の権利者に対して支払った場合と同様な権利を取得し、かつ、同様な地位に置かれる。さらに、小切手が受取人の手中に帰してしまっただけにおいても、振出人はその支払が真実の小切手の権利者に対して支払った場合と同様な権利を取得し、かつ、同様な地位に置かれる（英手形 80）。換言すれば、線引小切手の支払銀行は（振出人も亦同様に）、小切手の支払にあたって、善意・無過失である限り、呈示銀行の呈示権限および呈示銀行をして取立をなさしめた本人の権利について注意義務がなく、その支払は正当なものとして支払銀行および振出人は保護を受ける。たとえば、AはBのために小切手を振り出し、これをBに送付したところ、盗人がこれを窃取してBの裏書を偽造してCに流通させた。Cはこの小切手に線引をしてその取引銀行に振り込み、入金記入を依頼した。この場合、支払銀行は善意であって、かつ、無過失であれば、その小切手の真の所有者であるBに支払ったものと看做れる。また、振出人であるAも当該小切手がBの手中に帰した事実が明白である以上、支払銀行と同様な権利を取得し、かつ、地位に置かれる¹⁰⁾。ただし、この場合、Bは、Cに対してCの権利は偽造裏書に因ることを主張して入手した金員の払戻しを請求することを得るが、この問題は上記の支払銀行および振出人の保護の問題とは別個の問題である。

なお、銀行は一般的に小切手の支払について手形法第60条の規定によって保護を与えられているのであるが、この第80条による支払銀行の保護は、線引小切手についてのみであって、両者は支払銀行の保護という点に類似点があるけれども、趣旨はいささか異なるものである。つまり、支払銀行は線引小切手の取立銀行に小切手金額を支払うのであるが、その取立銀行が線引小切手の真正の所有者のために取り立てているかどうかは不正確であるので、そこで、支払銀行は、

- i 線引に従って支払をすること

- ii 善意であること
- iii 無過失であること、の三条件を充足すれば、その支払は有効であって、真正の小切手所有者からもとやかくいわれることはないのである。

手形法第60条と第80条との比較表¹¹⁾

第 60 条	第 80 条
1. 支払銀行は善意で支払わなければならない	1. 第60条の1と同様、善意で支払わなければならない
2. 支払銀行は通常の営業過程において (ordinary course of business) 支払わなければならない	2. 支払銀行は、無過失で (without negligence) 支払わなければならない
3. 裏書は真正なものと思えなければならない (この点がとくに重要な点であって、1957年小切手法によれば、小切手がふつう小切手の場合のみ勘定台で支払われる)	3. 裏書についてはなんら規定するところがない。そして、1957年小切手法によれば支払銀行は線引に従い線引小切手に支払をすれば足り、裏書については別段関係がない
4. 第59条は (たとえば所持人に対して) 正当な (in due course) 支払を要求する。そして、銀行はもし、第60条を充したならば正当な (正当であるなしに拘らず) 支払をしたものと推定される。	4. 第79条は真の小切手所有者 (true owner) に支払うべきことを要求する。そして、銀行は、もし第80条を充したならば、真の所有者 (そうであるなしに拘らず) に支払ったものと推定される。
5. 銀行は、正当な (たとえば、小切所持人へ) 支払をしたときは、第60条に無頓着であることができる。	5. 銀行家は正当に (たとえば小切所持人へ) 支払うことによって第80条に無頓着ですごすことはできない。真の所有者に支払ってこそ始めて無頓着でおられる。

(3) 取立銀行の保護 銀行が自己の取引先のために善意かつ無過失で、一般線引小切手また自己を被指定銀行とする特別線引小切手について得意先に対する支払を受け、または当該小切手の金額について得意先勘定の貸方記入をして、それによって銀行自らが支払を受けた場合、得意先が当該小切手に対して権利がないとき、または瑕疵のある権利を有するとき、銀行は当該小切手の真正の所有者に対して単に支払を受けたという理由によってなんらの責任を負うことはない (英小切手 4)。たとえば、盗人Cは、Aの指図裏書のある一般線引小切手を窃取して、その裏書を偽造してこれをBに譲渡した。よって、Bはその取引銀行にこれを振り込み、取立を依頼して、自分の口座への記入をして貰った。この場合、支払銀行および振出人がそれぞれ保護されることについては既

にこれを述べた。また、Bの権利には瑕疵があるからAに対して小切手金額を払い戻さなければならないが、しかし、Bの取引銀行は小切手の真の所有者Aに対してはなんらの責任を負担することがない。

以上述べたように、取立銀行が保護されるためには、次の諸条件を具備しなければならないのである。

i 取引銀行が小切手を取得したとき、すでにこの小切手に一般線引もしくは特別線引があったことを要する。線引小切手でない小切手を取得した銀行が、自己に対して特別線引しても本条による保護を受けることはできない (Capital and Counties Bank v. Gordon [1903] A.C. 240 (H.L.))。

ii 取引先のために小切手の支払を受けた場合でなければならない。

取引先 (customer) の意義については、手形法に別段の定義がないけれども、銀行に対して預金もしくは当座勘定その他の取引勘定をもっている者と解されている (Great Western Ry. v. London and County Banking Co. [1901] A.C. 414 (H.L.))。取引勘定がなくてその人のため小切手を現金化してやるだけでは取引先というに不十分である。しかし、銀行に対して当座勘定その他の取引勘定を有するというを厳格に解釈する必要はなく、たとえば、勘定開始後の期間の長短の如きは問題とするに足らない (Commissioners of Taxation v. English, Scottish & Australia Bank [1920] A.C. 683 (p.c.))¹²⁾。

iii 取立銀行が支払銀行から支払を受けるのは、まったく自己のためではなくて、その取引先のために受けた場合でなければならない。銀行取引の実際においては、取引先から小切手取立の委託を受けたときは、直ちに小切手金額を委託者たる取引先の預金勘定に記入しておいて、その取立は後刻これを行なう慣習がある。この場合には、取立は取引先のためになすものではなく、銀行自身のためになすものであるとされ、したがって、取立銀行は以上述べた取立銀行としての保護を受けることができなかつたのである (Capital and Counties Bank v. Gordon [1903] A.C. 240 (H.L.))。もし、取立銀行としての保護を受けるためには、その小切手の支払を受けるまで、その小切手を未決済勘定 (suspense account) としておいて、その入金を得て始めて取引先の預金勘定に記入すれ

ばよいが、それでは銀行として不便この上なく、これを除去するために1906年為替手形（線引小切手）法（Bills of Exchange (crossed cheques) Act, 1906.）第1条は、「銀行が線引小切手の支払を受ける以前においてその小切手金額を取引先の入金勘定に記入しても取引先のために線引小切手の支払を受領したものとす」と規定した。しかし、1906年為替手形（線引小切手）法が、入金勘定をもって処理した小切手を後刻に取り立てることが、常に取引先のためにされたものと看做すわけではなく、その後においてもこのような場合において銀行がその小切手を有償所持人として所持するものであるかどうか、または、取引先の取立代理人として所持するに過ぎないものであるかどうかは、依然として事実認定の問題として残されている（Re Farrow's Bank [1923] 1 Ch. 41, 48, (Astbury J.))¹³⁾。銀行が有償所持人として小切手を所持するものと解釈することができるためには、その払込小切手金額について取引先が振り出す小切手に対して払込小切手の取立前においても銀行が支払をなすべき旨の明示もしくは黙示の約定が銀行と取引先との間に成立している場合でなければならない（Underwood (A.L.) Ltd. v. Barelays Bank [1924] 1 K.B. 799, (Atkin L.g.))。なお、銀行が手形交換所の会員でないときは、交換所の会員銀行を取立のために依頼する場合が多いが、取立を依頼された銀行は保護されることは無論である（Importer's Co. v. Westminster Bank, [1927] 2 K.B. 297.）¹⁴⁾。

iv 取立銀行が善意かつ無過失で支払を受けた場合でなければならない。

過失の有無の判定は、一概には決定し難く、各種の場合に応じて具体的に判断することを要する。たとえば、振込を受けた線引小切手に“account payee”（受取人勘定）という文言がある場合には振込人と小切手面の受取人とが同一人であるかどうかを一応調査する義務を負うものであって、もし、これを怠れば取立について過失の責任を免れることはできない（Ladbroke & Co. v. Todd [1914] 111 L.T. 43.）。また、その雇主の名前が誰人であるかを吟味せずして、株式仲買人の使用人として知られている者のために口座を開いている場合、その雇主が第三者のために小切手を振り出したものをその使用人が濫用したのに対して銀行は使用人のためにこれを取り立てた事例において、銀行はその小切

手が使用人の権利に属するものであるか、もしくは使用人が裏書を偽造したものであるかどうかを調査すべきであって、これを怠った銀行は取立について過失の責任を免れることはできない (Lloyds Bank v. Savory [1933] A.C. 201.)¹⁵⁾。これに反して、小切手面に単に流通禁止の線引がある事実のみによっては、取立銀行はこの小切手の取立委託者の権限について調査する義務はなく、したがって、その支払を受け取ることについて過失がないと判示を受けた事件がある (Crumplin v. London Joint Stock Bank [1913] 19 Com. Cas. 69.)。

“per pro.” (代理にて) 署名のある小切手の取立委託の場合に、取立銀行が署名者の権限の調査を怠ったとき、過失となるかどうかは、他の事情と総合して決定されるべき問題であって、この事実のみによって当然に取立銀行の過失を認定することはできない。判例によれば、ある場合には過失と認定され (たとえば, Morison v. London County and Westminster Bank [1914] 3 K.B. 356.), また、ある場合には、その過失が否認されている (たとえば Corporation Agencies, Ltd. v. Home Bank of Canada [1927] A.C. 318, p.c.)¹⁶⁾。

1) Holden, op. cit. pp. 229—230.

2) Ditto, op. cit. pp. 230—241.

3) Chalmers, op. cit. p. 264, 265, 267.

4) Jacobs, on Bills of Exchange, Cheques Etc. p. 223.

5) この場合、被告が組合についてなんらの知識をもたない以上、表面上の権限いかんの問題は起り得ない。また、思うに不正の被告が組合の代理人として行為することを志せば、被告は権限がなかった事実を知らない原告に対して入手した小切手金額を払い戻す義務はなかったものと考えられる (Chalmers, op. cit. p. 269 foot-note.)。

6) Chalmers, op. cit. p. 266.

7) Ditto, op. cit. p. 316.

8) Ditto, op. cit. pp. 265—266.

9) Ditto, op. cit. p. 266.

10) Jacobs, op. cit. p. 228.

11) Richardson, op. cit. p. 143.

12) Chalmers, op. cit. p. 312, Byles, op. cit. p. 41.

13) Byles, op. cit. p. 40.

14) Ditto, op. cit. 41, Chalmers, op. cit. p. 312.

15) Byles, op. cit. pp. 42—43.

16) Ditto, op. cit. pp. 43—45, Chalmers, op. cit. p. 315.

VI 小切手と通常の為替手形との差異

すでに述べた如く、イギリス手形法によれば、小切手は銀行に宛て、銀行を支払人とする一覽払の為替手形である（英手形 73 I）。したがって、小切手を為替手形に比べてみても意義が薄い感がするけれども、小切手をさらに深く検討するためには、これと通常の為替手形とを比較してみることも必要である。以下において、これを試みることにしよう。

1. 名宛人と支払期日

小切手は、常に銀行に宛て振り出される。そして、常に一覽払である（英手形 73 I）。これに反して、為替手形は、何人に対しても振り出され、一覽払のものに限らず（英手形 3 I）、将来の確定した時もしくは確定し得べき時に支払われるべきものとする（英手形 3 I）。

2. 引受の有無

小切手には引受が決してない。したがって、支払人たる銀行は、小切手の所持人に対して責任を負うことは決してなく、その責任は、取引先である小切手の振出人に対してのみこれを負うだけである。これに反して、為替手形は一覽払手形を除いて引受がなされ（英手形 39）、引受後において引受人は、第一義的に手形所持人に対して責任を負わなければならない。

3. 支払呈示の遅延

小切手の振出人は、支払銀行がその手中に振出人の資金を充分預っているにも拘らず、破産したため、振出人が損害を蒙った場合を除いて、小切手の所持人が支払のための呈示をしなくても6か年の間免責されることはない（英手形 74, 75）。この場合、小切手の所持人は、銀行が破産したことを証明しなければならない。これに反して、通常の為替手形は、相当な期間内に支払のための呈示をされなければならない。さもなければ振出人はその責任を免れうる。

4. 拒絶通知の要不要

小切手が何等かの理由によって支払われず戻されたとき、振出人に対して拒絶の通知はこれを必要としない。小切手に対して支払がなく戻されたことは、振出人に関する限りそれ自らが資金不足であるということを知らせるに充分であり、また、所持人については単に小切手を差し戻すことが、形式上、拒絶の通知として充分であると思われるからである。しかし、実際上は、小切手上に差し戻しの回答を記入することが常に行なわれている。他方、通常の為替手形についてこれをみれば、手形の引受拒絶もしくは支払拒絶の場合においては、手形法の規定にしたがって、引受拒絶もしくは、支払拒絶の通知をしなければならない（英手形48）。

5. 恩恵日の有無

小切手には恩恵日（days of grace）といって支払期日に三日を加算して、三日の末日をもって支払日とするような、恩恵日の制度がない。しかるに、一覧払為替手形を除いて、他の手形には、この恩恵日が与えられている（英手形14）。

6. 不正裏書の小切手に対して支払をした銀行の保護の有無

指図式の小切手に対して、その裏書が偽造であり、あるいは権限のない者の裏書がなされもしくは不正の裏書であり、または本質的な裏書を欠くような小切手の持参人に対して支払をした銀行は、もし、その支払が善意であって、かつ、取引上、通常の方法で行なった場合においては、銀行は保護を受けてその支払は正当な支払とされ、小切手の真正の所有者または銀行の得意先に対して責任を負わなくてもよい（英手形 60, 80）。しかし、偽造裏書の為替手形の所持人に対して支払をした銀行は、なんらの保護を受けることがなく、責任を負わなければならない。

7. 線引の有無

小切手に対しては、種々の方法で線引が行なわれるが（英手形 76~78）、為替手形には線引の制度がない。

8. 支払人の支払権限の取消の可能・不可能

小切手の支払人 (drawee) の支払権限 (authority) は、得意先の死亡、中止の通知もしくは破産によって取り消される (英手形 75)。しかるに、通常の為替手形の支払人の支払権限は、もし、その手形が流通している場合には、最早取り消すことはできない。

9. 振出方式の相違

小切手は、通常銀行から小切手用紙の交付を受けて特別な方式をもって振り出されるが、為替手形には特別の方式は用いられない。ただし、為替手形を振り出すにも、一定の用紙があって市販されており無秩序に振り出すのではない。

VII 小切手とわが国の小切手との差異

次に、イギリス小切手と統一小切手法によるわが国の小切手との比較を試み、両者はどのような点において差異があるかを知ろう。

1. 小切手文句の有無

イギリス小切手法は、小切手文句、すなわち、小切手であることを示す文字を小切手の要件とはしていない。すでに述べたように、イギリスにおいては、小切手は銀行に宛てて振り出された一覽払の為替手形であるから (英手形 73 I), とくに小切手にこのような小切手文句を要件とする必要はないのである。しかるに、わが小切手法は、この小切手文句を小切手要件の第一に求めている (日小切手 1の1号)。

2. 日付・振出地および支払地の記載を欠く場合の小切手の効力の有無

イギリス小切手は、日付・振出地および支払地の記載を欠いても、その効力にはなんらの影響がない (英手形 73 II, 3(4)(a), (c))。しかるに、わが小切手法によれば、これらはいずれも小切手要件であって (日小切手 1の4および5号), これらのいずれかを欠く証券は小切手としての効力を有せず、ただ、支払地の記載を欠いても、支払人の各称に付記した地が記載してあれば、特別の表示がない限り支払地と看做され、振出地が記載されていない小切手は振出人の名称に付記した地において振り出したものと看做される (日小切手 2) という、便

法が用いられる。

3. 資金不足の際、小切手振出の可能不可能

イギリスにおいては、振出人が取引先の銀行に対して支払を求めるための資金がない場合でも、なお、小切手を振り出すことができるとされている¹⁾。この場合の資金とは、預金のみに限らず、契約によって支払人が小切手金額を支払う関係があれば足りるのである。また、資金の存否は小切手を振り出す時を標準として決めるのではなく、小切手を呈示する時を標準として決めるのであるから、資金が入る見込を立て、先日付小切手を振り出すことはわが国においても往々行なわれている。しかし、入るべき資金の目当もなく、資金不足を承知の上で、小切手を振り出すことは不都合千万であるといわざるを得ず、したがって、もし、資金がなくて小切手を振り出したときは、わが国においては、5千円以下の過料に処すべきことを規定している（日小切手 71）。

4. 支払保証制度の有無

イギリスの小切手制度は、支払保証の制度を認めていない。ただ、これに類似する制度として、手形の承認（marking cheques）という慣習がある。この制度は、支払資金の存在することを示すために行なわれ、多く手形交換の目的の範囲内において、交換銀行相互の間に用いられるにすぎない。支払銀行の得意先の依頼によって行なわれる、marking は皆無ではないが、その数はきわめて少なく、しかも、その効果は支払銀行をして小切手上の義務を負わせるに足りないものである。

marking は、支払銀行が小切手上に、“good,” または “proved” その他これと類似の文言を記載することによって行なわれるが、資金が存在するという証明をするにすぎない。

ちなみに、アメリカにおいては、イギリスのこの marking に対して、certification（保証）という制度が法律制度となっており、この保証は、引受（acceptance）と同一の効力を有することを原則とし、小切手所持人がこの支払保証を受けたときは、振出人およびすべての前者たる裏書人は責を免れる（米統一商法典 §3—411）。なお、カナダおよびニューファウンドランドにおいて

もアメリカと同様に、保証制度が有効なものとして認められ、保証小切手 (certified cheques) は盛んに用いられ、この商慣習はいまや法律として制定されるに至った (カナダ銀行法, 1953—4, 110 I)。そして、特に留意すべきことは、小切手の所持人からの請求によって小切手に支払銀行が保証をすれば、保証銀行が支払を延期している場合でも、振出人はその責を免ぜられることである。オーストラリアでは、小切手の承認というイギリス流の制度に代えて、銀行小切手 (bank cheques) の発行の方法によっている。

ところで、わが国の小切手法には、小切手の支払保証制度を明文をもって規定し、その要件および効果について詳しく定めている (日小切手 53~58)。

5. 利息文句の記載の有効・無効

手形金額に対して、年利7分であるとか日歩3銭であるとか、といった一定の割合で利息をつけるというような記載を小切手の面に記載することがあるが、これがいわゆる利息文句であって、この記載が有効なものであるかどうかは、立法の異なる英日両国間においては自ら異なる態度を示している。

まず、イギリスの手形法の規定によれば、利息文句の記載は、これを有効であるとしている (英手形 9 I (a))。しかし、その実用はあまりない模様である。わが国においては、旧法ではこれを認めなかったのである。また、統一条約に基づくわが小切手法は、同じくこれを認めず、もし、小切手に記載した利息の約定があれば、これをしなかったものと看做される (小切手7)。ただし、為替手形については、一覽払または一覽後定期払のものに限って、実際上の便宜と英米法への接近を試みて、利息の約定を記載することを認められたのである (日手形5)。その他の手形、たとえば、確定日払または日付後定期払手形などのように、あらかじめ利息を加算して手形金額が定められるものについては、もし、利息文句がついていても、この約定の記載は、これを記載しなかったものと看做される (手形5 I 後段)。

6. 支払人のなした裏書の効力に関する規定の有無

小切手の支払人、すなわち、銀行が、その自行に宛てた小切手に裏書して他に流通せしめるなどとは、英米人には到底首肯し難いことであって、このよう

な考えは起らない。したがって、支払人の裏書を無効とするという規定をもイギリス手形法にとくに置く必要を認めなかったのであろう。しかるに、わが小切手法においては、支払人がなした裏書は無効である（小切手 15Ⅲ）と、明文をもってこれを明らかにしている。

7. 先日付小切手の日付前の支払の効果

イギリスにおいては、先日付小切手の日付前の支払は、支払人たる銀行が危険の負担を負わなければならない（Chalmers, Bills of Exchange, 13th ed. p. 35）。しかるに、わが小切手法の規定によれば、小切手の一覽払性を認め、振出の日付として記載した日より前に支払のため呈示した小切手は、呈示の日においてこれを支払うべきものと定めている（日小切手 28Ⅱ）。

8. 呈示期間の定め方の差異

イギリス手形法は、手形および小切手の呈示期間を定めるについて、「振出後相当の期間内」(within a reasonable time of its issue or after its issue) (英手形 74Ⅰ) にというふうに、幅をもたせて規定し、いかなる期間が相当な期間であるかを決定するためには種々の事情を考慮すべきことを指摘している（同Ⅱ）。その他、イギリス手形法には、「相当な期間」(reasonable time) という言葉を用いている個所が条文中に多く見出される（たとえば、20, 40Ⅰ 49ⅩⅡ, 74Ⅱなど）。

しかるに、わが小切手法は、明確に「20日内」、「70日内」という如く確定期間主義を採用している（日小切手 29）。そのいずれが合理的であるか、または便宜であるかは、それぞれの考え方によるほかあるまい。

9. 支払委託の取消の規定の相違

イギリス手形法によれば、支払委託の取消 (countermand) は、その支払前ならば、いつにてもできる。ただし、銀行に対して銀行の得意先が小切手の承認 (marking) を依頼して、これが認められた小切手については、その支払前であっても、法律上は未だ確定してはいないが、理論上取消はできないものとされている (Byles, Bills of Exchange, 21st p. 22.)。アメリカにおいても亦同様であって、支払保証 (certification) がなされた場合のほか、支払前において

は、いつにても取消ができるのである。しかるに、わが小切手法の規定によれば、振出人は小切手の呈示期間中と雖も支払委託を取り消すことはできるが、呈示期間経過後においてのみその効力を生ずる（日小切手 32 I）。

10. 支払人の支払権限の喪失

イギリスの手形法によれば、小切手振出人の死亡通知もしくは能力喪失の通知または破産命令の受領は、支払人の支払権限を喪失させる（英手形 75 II, 破産 45, 46, 心神健康 101）。これに反して、わが小切手法の規定は、振出の後において振出人が死亡したまたは能力を失うも、小切手の効力に影響を及ぼすことはない（小切手 33）。したがって、支払人たる銀行は支払権限を喪失するようなことはない。

11. 一部支払に対する態度の相違

イギリス手形法には、一部支払（part payment）についての規定は見当らない。しかし、英法には、債権者は一部支払を受諾する義務はないという民事上の一般原則があって、正当な時期になされた一部支払は、その支払われた限度において支払人の責任を免れしめるが、小切手の所持人はその一部支払を拒むことができる（Chalmers, op. cit. p. 200.）。他方、わが国小切手法の規定によれば、所持人は一部支払を拒むことを得ず（日小切手 34 II）、有効としており、両者の一部支払に対する態度がまったく異なっている。

12. 線引小切手の相違

イギリス手形法には、線引小切手について、次のような規定をしている。

a. 流通線引小切手に、「流通禁止」（not negotiable）あるいは「受取人勘定」（account payee）なるものを認めている（英手形 76, 81）。

b. 線引小切手は、銀行に対してのみ支払われ、支払人の取引先に対して支払うことができない。もし、その取引先に対して支払をしたときは、その支払銀行は小切手の正当な所持人に対してその受けた損害を賠償しなければならない（英手形 79 II）。

c. 線引または被指定銀行の抹消は、抹消した者、抹消権を与えた者、抹消に同意した者および抹消後の裏書人に対する関係を除いて、当該小切手を無効

とする（英手形 64 I）。

ひるがえって、わが国の小切手法の規定をみれば、aの如き線引小切手をとくに定めず、また、一般線引小切手は、支払人が銀行に対しまたは支払人の取引先に対して支払うことができる（日小切手 38 I）。なお、わが国の小切手法にはイギリス手形法の規定するcのような規定はない。

13. 計算小切手の規定の有無

イギリス手形法には、計算小切手に関する規定がない。しかるに、わが国の小切手法にはこの規定があって、外国において振り出し、日本において支払うべき計算小切手は、一般線引小切手たる効力を認めている（日小切手 74）。

14. 拒絶証書作成の要・不要

イギリス手形法によれば支払拒絶による遡求には、小切手面に、その振出地かまたは支払地が外国であることが明示されている場合を除いて、拒絶証書の作成を必要としない（英手形 51 I, II）。しかし、わが国の小切手法によれば、小切手に内外小切手の区別を設けず、支払拒絶による遡求には、拒絶証書またはこれと同一の効力を有する宣言をもってするを要し（日小切手 40）、また、拒絶証書またはこれと同一の効力を有する宣言の作成を免除される場合が規定されている（日小切手 42）。

15. 前者に対する支払拒絶の通知

イギリス手形法によれば、前者に対する支払拒絶の通知をするにあたって、所持人は振出人のほか、裏書人の全員に対しても通知しなければならない。この通知を受けなかった裏書人は、その責を免かれる（英手 48 I）。しかるに、わが小切手法によれば、所持人は、自分の裏書人および振出人に対して通知すればよく、通知を受けた裏書人はさらに自分の裏書人に通知して順次に振出人に及ぶのである（日小切手 41）。

16. 不可抗力に因る期間の伸長の定め方

不可抗力が遡求権の保全行為に及ぼす影響についても、その期間をもって画一的に標準を設けないのが、イギリスの手形法である。イギリス手形法は、各場合の事情に応じて弾力性をもたせてこれを定めているが（英手形 46 I 参照）、

わが小切手法は画一的に期間を定めている（日小切手 47）。

17. 国際小切手に関する規定の相違

国際小切手に関する法の規定するところを見れば、小切手の行為能力の準拠法が、頗る相異している点に気付く。すなわち、イギリスの手形法第72条第1項本文に「手形の効力は、その方式上の要件については、振出地の法律によって決する」とある如く、また、イギリス国際私法の原理に依ってみても、一般の契約能力は当事者の住所地法に従うべきにも拘らず、商事契約能力は行為地法²⁾に依ることになっているから、小切手行為能力の準拠法は原則として行為地法主義を採るものと解する。これに対して、わが国の小切手法は、小切手行為能力の準拠法は、原則として本国法主義を採り（日小切手 76）、支払については支払人の属する（日小切手 77）、またある一定の事項については支払地法に依る特則を定めている（日小切手 80）。

18. 印紙の貼付の有無

イギリスの小切手には、従来、小切手金額の大小に拘らず、印紙2ペンスを貼付すべき義務を課せられていたが（1961年財政法第33条1項、付録第1表）、1970年に同法が改正されて1971年1月からの印紙税は免除されることになったので³⁾、この点についてはわが国の小切手と同様になったのである。

1) Feller, *The International Unification of Law Concerning Cheques* (Harvard Law Review 45, No. 4, p. 677)。

2) 行為地法 (lex loci contractus) とは、法律行為がなされた国の法律をいい、法律行為が契約であるときは行為地法はまた契約地法である。

3) IIIの注にも述べているように、1970年4月発行にかかる Dudley Richardson の *A Guide to negotiable Instruments* の第4版の序文による。また、*The Lawyer's Remembrancer*, 1971, pp. 310~311.

む す び

以上は、イギリス手形法に規定するイギリス小切手について、その大略を記

述したのであるが、イギリスの実利主義がこの小切手法にも現実に示されていて、大陸法の統一小切手法の形式主義に対比して興味ある点であると思う。

われわれは、このイギリスの実利主義小切手法をふまえつつ、わが国の、いや統一小切手法の理論と実際とを学び取るべき立場に在ることをいまさらに痛感する次第である。